

改正

昭和48年10月1日条例第29号
昭和53年12月18日条例第51号
昭和59年6月25日条例第19号
平成1年3月20日条例第1号
平成6年12月28日条例第29号
平成9年12月18日条例第37号
平成11年3月10日条例第8号
平成11年9月9日条例第23号
平成12年12月20日条例第54号
平成14年9月19日条例第17号
平成16年6月18日条例第14号
平成18年9月28日条例第30号
平成20年3月11日条例第6号
平成21年3月10日条例第8号
平成24年3月12日条例第3号

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の健康増進と健やかな育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児等」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監督保護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から、当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。
- (6) 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に、同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (7) この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(8) 「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。

ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、標茶町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等
- (3) 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年標茶町条例第30号）による対象者

(助成の額等)

第4条 町長は、受給者資格者に係る医療費から受給資格者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給資格者の認定等)

第5条 保護者は規則で定めるところにより、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(受給資格証の提示)

第6条 受給資格者は、医療を受けようとするときは、医療保険各法に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関等」という。）に被保険者証又は組合員証及び受給資格証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 町長は、受給資格者に係る医療費の助成を保護者の申請に基づき、保護者に対して行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成額を保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。

(届出の義務)

第8条 保護者は受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険が変わったとき。
- (3) その他申請事項に変更があったとき。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例により受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日条例第29号)

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年12月18日条例第51号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成1年3月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月28日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則 (平成9年12月18日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月10日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月9日条例第23号)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

2 改正後の乳幼児医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る給付分について適用し、施行日前の医療に係る給付分については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月20日条例第54号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年9月19日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に受けた指定訪問看護に係る基本利用料の額は、なお従前の例による。

附 則 (平成16年6月18日条例第14号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月28日条例第30号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者に係る医療費の助成については、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。